

株 主 各 位

千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3

新日本建設株式会社

代表取締役社長 高見克司

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本ビル 12階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第52期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.shinnihon-c.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(<http://www.shinnihon-c.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績等から回復基調で推移しましたが、年明け以降は円高の進行や株価の下落等、金融市場が不安定になったことから、実体経済への影響が懸念される状況となりました。

当社グループをとりまく事業環境におきましては、建設事業では、公共事業は減少したものの、設備投資等の民間需要は堅調に推移いたしました。また、開発事業等では、都心好立地での富裕層向けの需要は好調だったものの、住宅価格は上昇傾向にあり、全体としてはやや弱含みの状況となりました。

このような環境の中、当社グループの連結業績につきましては、売上高は前年比11.5%増の781億46百万円、その事業別内訳は建設事業売上高379億3百万円、開発事業等売上高402億42百万円となりました。利益につきましては、営業利益は前年比46.3%増の117億62百万円、経常利益は前年比40.8%増の113億13百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年比51.8%増の75億4百万円となりました。

当連結会計年度の受注高・売上高

区 分	受 注 高			売 上 高		
	金 額	対前年同期比 増減	構成比	金 額	対前年同期比 増減	構成比
	(百万円)	(%)	(%)	(百万円)	(%)	(%)
建設事業	45,116	3.7	53.8	37,903	△6.8	48.5
開発事業等	38,795	13.5	46.2	40,242	36.9	51.5
合 計	83,911	8.0	100.0	78,146	11.5	100.0

(注) 建設事業は主として建築工事であります。一部土木工事等が含まれております。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、第三者委員会の提言に基づき、下記事項を重点的に実施いたしました。

- ①取締役会の機能強化
- ②リスク管理体制の再整備及び適切な運用
- ③不動産鑑定業者等、当社取引先の適切な選定
- ④管理本部部門の強化
- ⑤監査役及び内部監査部門の監査体制の確立

引き続き上記の課題改善を進めるとともに、従来通り建設事業と開発事業によるシナジー効果の更なる拡充による一層の企業価値の向上を目指し、下記の事項に取り組んでまいります。

- ①安心・安全で高品質な物件の提供
 - ・杭・躯体工事の施工管理厳格化
 - ・好立地の用地取得と絶対量の確保
 - ・自社製販一貫体制システムの強化による、高品質な商品、及びサービスの提供
- ②企画開発力・営業力の強化
 - ・顧客ニーズに対応した付加価値営業の徹底
 - ・大型案件、非住宅分野への対応強化
 - ・「EXCELLENT CITY」ブランド力強化
- ③技術力・コスト競争力の強化
 - ・「ムダ・ミス・事故のない」施工管理体制の構築とスピード感のある施工管理
 - ・自社独自の施工管理体制の更なる効率化による原価低減の実施
 - ・従来工法に、耐震工法を加えた定期的な施工研修の実施による施工品質の向上

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 49 期 (平成25年 3 月期)	第 50 期 (平成26年 3 月期)	第 51 期 (平成27年 3 月期)	第52期(当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	59,063	66,779	77,677	83,911
売 上 高 (百万円)	58,794	64,115	70,078	78,146
経 常 利 益 (百万円)	3,963	5,912	8,034	11,313
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,335	3,508	4,942	7,504
1株当たり当期純利益(円)	39.94	60.02	84.54	128.37
総 資 産 (百万円)	75,797	85,408	83,040	85,558
純 資 産 (百万円)	21,581	24,889	29,867	36,237

(注) 第49期及び第50期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 49 期 (平成25年 3 月期)	第 50 期 (平成26年 3 月期)	第 51 期 (平成27年 3 月期)	第52期(当事業年度) (平成28年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	45,296	54,423	67,068	72,154
売 上 高 (百万円)	46,615	51,047	58,568	66,614
経 常 利 益 (百万円)	3,216	5,098	7,647	11,039
当期純利益 (百万円)	2,149	3,226	4,851	7,385
1株当たり当期純利益(円)	36.76	55.18	82.98	126.34
総 資 産 (百万円)	62,738	70,044	68,596	70,453
純 資 産 (百万円)	18,737	21,512	26,066	32,711

(注) 第49期及び第50期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社新日本コミュニティー	20百万円	100%	マンション・ビル管理受託及び建物 修繕工事請負
新日本不動産株式会社	379百万円	100%	当社本社社屋の賃貸及び不動産の賃 貸
株 式 会 社 建 研	100百万円	100%	建設工事の設計及び施工
新日興進(瀋陽)房地產有限公司	1,286万US\$	70%	不動産開発及び不動産開発に関する コンサルティング

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社6社で構成され、建築工事・土木工事の請負及び不動産の売買、賃貸を主な内容とする事業活動を展開しております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社 本 社	千葉県千葉市美浜区
東 京 支 店	東京都中央区
北 関 東 支 店	千葉県柏市
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市若林区
株式会社新日本コミュニティー	千葉県千葉市美浜区
新日本不動産株式会社	千葉県千葉市美浜区
株式会社建研	東京都中央区
新日興進（瀋陽）房地產有限公司	中華人民共和国 遼寧省

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
建 設 事 業	387 名	(増) 10 名
開 発 事 業 等	83	(減) 1
全 社 (共 通)	34	—
合 計	504	(増) 9

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 嘱託69名、パート1名は除いております。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	310 名	(増) 12 名	38.7 歳	13.2 年
女 性	43	(増) 3	28.9	6.0
合計又は平均	353	(増) 15	37.5	12.4

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 嘱託27名、パート1名は除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,665
株 式 会 社 京 葉 銀 行	3,093
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,520
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	1,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 61,360,720株 (うち自己株式2,898,184株)
 (3) 株主数 3,579名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 シ ン ニ ホ ン コ ム	17,860	30.55
株 式 会 社 ユ ニ オ ン サ イ ト	6,761	11.57
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,877	4.92
株 式 会 社 京 葉 銀 行	2,383	4.08
金 網 一 男	1,840	3.15
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,711	2.93
公益財団法人新日育英奨学会	1,700	2.91
東 方 地 所 株 式 会 社	1,500	2.57
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,290	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,080	1.85

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式2,898,184株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	金 綱 一 男	会長執行役員、 ㈱新日本コミュニティー代表取締役社長、 ㈱建研代表取締役会長、 新日興進（瀋陽）房地產有限公司董事長、 （一社）中高層耐震建築機構代表理事理事長
代表取締役社長	高 見 克 司	社長執行役員、 新日本不動産㈱代表取締役社長
取締役	鈴木 政 幸	専務執行役員生産管理本部長
取締役	今井 三 男	専務執行役員開発事業本部長兼東京支店長
取締役	金 綱 昌 二	専務執行役員建設営業本部長兼企画開発部長
取締役	三 上 順 一	常務執行役員工事本部長
取締役	高 橋 苗 樹	常務執行役員管理本部長兼経営企画室長
取締役	高 橋 淳 也	執行役員建設営業本部都市開発部長
取締役	木 津 進 也	執行役員建設営業本部営業企画部長
取締役	大 川 良 生	執行役員建設営業本部開発営業部長
取締役	山 口 裕 正	株式会社ディスコ監査役
取締役	高 橋 真 司	芝大門法律事務所所属弁護士
常勤監査役	佐藤 卓 夫	
常勤監査役	安 川 皓 一 郎	
監査役	大 嶋 良 弘	大嶋良弘公認会計士事務所所長、 税理士法人大嶋会計代表社員
監査役	石 山 和 次 郎	石山和次郎税理士事務所所長

- (注) 1. 平成28年3月31日をもって、取締役金綱昌二氏は、辞任により退任いたしました。
2. 当事業年度中に任期満了により退任した監査役
監査役 山本 秀男 （平成27年6月26日 退任）
3. 取締役のうち山口裕正及び高橋真司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役のうち大嶋良弘及び石山和次郎の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、大嶋良弘氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役大嶋良弘氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役石山和次郎氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 責任限定契約の内容の概要
当社が定款に基づき社外取締役及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役及び監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 12名 168百万円 (うち社外取締役 2名 2百万円)

監査役 5名 7百万円 (うち社外監査役 2名 2百万円)

- (注) 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11百万円(取締役12百万円、監査役△0百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役山口裕正氏の兼職先である株式会社ディスコと当社との間に記載すべき事項はございません。

社外取締役高橋真司氏の兼職先である芝大門法律事務所と当社は顧問契約を締結しており、当社の訴訟代理人を務めて頂く場合があります。

社外監査役大嶋良弘氏の兼職先である大嶋良弘公認会計士事務所及び税理士法人大嶋会計と当社との間に記載すべき事項はございません。

社外監査役石山和次郎氏の兼職先である石山和次郎税理士事務所と当社は、平成18年1月より顧問契約を締結しておりましたが、平成24年6月に契約を解除しております。なお、その他に記載すべき事項はございません。

② 主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	山 口 裕 正	就任後に開催された取締役会には14回中12回出席し、主に長年経営者として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
取 締 役	高 橋 真 司	就任後に開催された取締役会には14回中14回全て出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	大 嶋 良 弘	当事業年度に開催された取締役会には22回中19回、監査役会には14回中13回出席し、主に公認会計士及び税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	石 山 和 次 郎	当事業年度に開催された取締役会には22回中20回、監査役会には14回中13回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

ロ. 社外役員の見により変更された事業の方針またはその他の事項
該当事項はありません。

ハ. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 81百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 81百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は、平成18年4月開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。

基本方針は下記のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 管理本部法務室を当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当部署とし、「新日本建設グループコンプライアンス規程」に基づき研修等を行い、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。
- ② 相談・通報体制を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、社長及び監査役に通報（匿名も可）しなければならないと定め、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。
- ③ 内部監査部門による当社グループ全体の内部監査及び社内相談等を通じて、不正の発見・防止に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理の基本方針」を定め、当社グループにおけるリスクの洗い出しを行い、特に管理すべき重要リスクを認識するとともに、管理すべき部署を定め、当該リスク管理部署が中心となってリスクをコントロールしていく体制を整備しております。
- ② 内部監査部門による当社グループの監査を通じて、リスクの発見・損失の防止に努めております。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- ② 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度計画を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
- ③ 日常の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に従い、効率的な業務執行に努めております。

(4) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書については、「文書管理規程」に従い適切に保存、管理（廃棄を含む。）しております。
- ② 情報の管理については、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」に基づき、適切に管理しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 管理本部財務・企画部を当社グループ全体の内部統制を統括する担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、適切に当社グループの管理・指導を行っております。
- ② 当社グループの法令、諸規則違反、不適切な取引や会計処理防止あるいは諸規程違反行為を発見是正するための措置として、当社役職員の子会社への派遣や子会社との定期的な情報交換を実施しております。

(6) 監査役が職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くことができるものとしております。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとしております。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、考課、懲戒について、すべて監査役会の同意を得るものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令・定款・規定違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告いたします。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行っております。
- ③ 前項の報告・情報提供としての主なものは次のとおりとしております。
 - ア 内部監査部門の監査結果
 - イ 子会社の監査結果
 - ウ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - エ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - オ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録
- ④ 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるようにしております。
- ⑤ 監査役と代表取締役との定期的な情報交換会を開催しております。
- ⑥ 監査役と会計監査人とが効果的に職務を分担できるよう定期的な情報交換会を開催しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該請求等を処理するものとしております。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために必要な内部統制体制を整備しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「新日本建設グループ企業行動憲章」において、「反社会的勢力との関係遮断」を明確にし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不正・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することとしております。また、当社法務室をその責任部署とし、不正・不当要求対応研修会の開催等、有事対応体制を整備しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は22回開催いたしました。なお、取締役の職務執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、平成27年6月26日開催の株主総会で新たに社外取締役2名を選任し、その後開催された14回の取締役会の全てに社外取締役のうち少なくとも1名が出席いたしました。その他、監査役会は14回、常務会は19回、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会にて定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役会長、代表取締役社長、社外取締役及びその他の取締役、執行役員、監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査室は、監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

ただし、1株当たり当期純利益については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	73,551	流動負債	40,836
現金預金	29,039	支払手形・工事未払金等	19,682
受取手形・完成工事未収入金等	11,118	短期借入金	7,636
販売用不動産	11,958	リース債務	18
未成工事支出金	198	未払法人税等	8,009
開発事業等支出金	20,183	未成工事受入金	2,322
材料貯蔵品	49	開発事業等受入金	1,059
繰延税金資産	463	賞与引当金	368
その他	575	完成工事補償引当金	135
貸倒引当金	△36	課徴金引当金	18
固定資産	12,007	その他	1,583
有形固定資産	10,658	固定負債	8,485
建物・構築物	4,561	長期借入金	6,968
機械及び装置	27	リース債務	58
車両運搬具及び工具器具備品	27	退職給付に係る負債	688
土地	5,972	役員退職慰労引当金	256
リース資産	69	繰延税金負債	331
無形固定資産	73	その他	182
リース資産	1	負債合計	49,321
その他	72	純資産の部	
投資その他の資産	1,275	株主資本	35,249
投資有価証券	641	資本金	3,665
繰延税金資産	188	資本剰余金	3,421
その他	474	利益剰余金	28,740
貸倒引当金	△28	自己株式	△577
		その他の包括利益累計額	380
		その他有価証券評価差額金	69
		為替換算調整勘定	358
		退職給付に係る調整累計額	△47
		非支配株主持分	608
		純資産合計	36,237
資産合計	85,558	負債・純資産合計	85,558

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	37,903	
開発事業等売上高	40,242	78,146
売 上 原 価		
完成工事原価	32,257	
開発事業等売上原価	29,693	61,950
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	5,646	
開発事業等総利益	10,549	16,195
販売費及び一般管理費		4,433
営 業 利 益		11,762
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	22	
受取遅延損害金	30	
受取ロイヤリティ	5	
その他	39	98
営 業 外 費 用		
支払利息	388	
為替差損	110	
その他	48	546
経 常 利 益		11,313
特 別 損 失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	0	
課徴金引当金繰入額	18	20
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,293
法人税、住民税及び事業税		4,093
法人税等調整額		△171
当 期 純 利 益		7,370
非支配株主に帰属する当期純損失		△134
親会社株主に帰属する当期純利益		7,504

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,665	3,421	21,762	△577	28,270
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△526		△526
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,504		7,504
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	6,978	△0	6,978
当 期 末 残 高	3,665	3,421	28,740	△577	35,249

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	283	523	△23	783	812	29,867
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△526
親会社株主に帰属する 当期純利益						7,504
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△214	△164	△24	△403	△204	△608
当期変動額合計	△214	△164	△24	△403	△204	6,369
当 期 末 残 高	69	358	△47	380	608	36,237

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月31日

新日本建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斎藤 昇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠崎 和博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内 啓行 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月6日

新日本建設株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤卓夫 ㊟

常勤監査役 安川皓一郎 ㊟

監査役 大嶋良弘 ㊟

監査役 石山和次郎 ㊟

(注) 監査役大嶋良弘及び監査役石山和次郎は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	59,425	流動負債	31,246
現金預金	24,316	支払手形	6,579
受取手形	347	工事未払金	9,454
完成工事未収入金	7,244	短期借入金	3,000
開発事業等未収入金	605	リース債務	13
販売用不動産	4,675	未払金	445
未成工事支出金	59	未払費用	181
開発事業等支出金	20,183	未払法人税等	7,576
材料貯蔵品	0	未成工事受入金	2,133
繰延税金資産	376	開発事業等受入金	902
短期貸付金	1,457	賞与引当金	273
その他の他	175	完成工事補償引当金	104
貸倒引当金	△18	課徴金引当金	18
固定資産	11,027	その他の他	563
有形固定資産	5,503	固定負債	6,495
建物・構築物	2,643	長期借入金	5,500
車両運搬具	0	リース債務	36
工具器具・備品	12	退職給付引当金	576
土地	2,803	役員退職慰労引当金	256
リース資産	44	その他の他	126
無形固定資産	31	負債合計	37,741
ソフトウェア	16	純資産の部	
リース資産	1	株主資本	32,642
その他の他	13	資本金	3,665
投資その他の資産	5,493	資本剰余金	3,421
投資有価証券	598	資本準備金	3,421
関係会社株式	2,603	利益剰余金	26,133
関係会社出資金	1,060	利益準備金	410
長期貸付金	691	その他利益剰余金	25,723
繰延税金資産	147	別途積立金	17,700
その他の他	396	繰越利益剰余金	8,023
貸倒引当金	△5	自己株式	△577
		評価・換算差額等	69
		その他有価証券評価差額金	69
資産合計	70,453	純資産合計	32,711
		負債・純資産合計	70,453

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完 成 工 事 高	27,800	
開 発 事 業 等 売 上 高	38,814	66,614
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	24,076	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	28,618	52,694
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	3,724	
開 発 事 業 等 総 利 益	10,196	13,920
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,266
営 業 利 益		10,653
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	436	
受 取 遅 延 損 害 金	30	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	5	
そ の 他	35	507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	102	
そ の 他	19	122
経 常 利 益		11,039
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2	
固 定 資 産 除 却 損	0	
課 徴 金 引 当 金 繰 入 額	18	20
税 引 前 当 期 純 利 益		11,018
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,706
法 人 税 等 調 整 額		△73
当 期 純 利 益		7,385

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	3,665	3,421	3,421	410	20,700	△1,836	19,273
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△526	△526
別 途 積 立 金 の 積 立					△3,000	3,000	-
当 期 純 利 益						7,385	7,385
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△3,000	9,859	6,859
当 期 末 残 高	3,665	3,421	3,421	410	17,700	8,023	26,133

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△577	25,782	283	283	26,066
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△526			△526
別 途 積 立 金 の 積 立		-			-
当 期 純 利 益		7,385			7,385
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△214	△214	△214
当 期 変 動 額 合 計	△0	6,859	△214	△214	6,644
当 期 末 残 高	△577	32,642	69	69	32,711

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月31日

新日本建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斎藤 昇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠崎 和博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内 啓行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月6日

新日本建設株式会社 監査役会
常勤監査役 佐藤 卓 夫 ㊟
常勤監査役 安川 皓 一 郎 ㊟
監 査 役 大 嶋 良 弘 ㊟
監 査 役 石 山 和 次 郎 ㊟

(注) 監査役大嶋良弘及び監査役石山和次郎は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第52期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額584,625,360円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金14円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,300,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 4,300,000,000円

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役安川皓一郎、大嶋良弘、石山和次郎の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ かめ おか ひで のり 亀岡秀典 (昭和36年4月3日生)	昭和59年4月 ㈱青木建設（現青木あすなろ建設㈱）入社 平成17年9月 当社入社 管理本部財務部課長 平成20年4月 当社管理本部財務部（現管理本部財務・企画部）部長（現任）	—
	監査役候補者とした理由 亀岡秀典氏は、当社の財務業務に精通し、人格、識見が優れている事から監査役候補者といいたしました。		
2	おおしま よしひろ 大嶋良弘 (昭和23年4月7日生)	平成元年1月 大嶋良弘公認会計士事務所所長（現任） 平成2年4月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員就任 平成12年6月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）退社 平成18年6月 当社監査役（現任） 平成24年10月 税理士法人大嶋会計代表社員（現任）	—
	社外監査役候補者とした理由 大嶋良弘氏は、公認会計士及び税理士としてのご経験を有し、人格、識見が優れている事並びに当社社外監査役としての実績から社外監査役候補者といいたしました。		
3	いし やま かずじろう 石山和次郎 (昭和20年12月11日生)	昭和39年4月 仙台国税局総務部総務課 平成16年7月 茂原税務署長 平成17年9月 石山和次郎税理士事務所所長（現任） 平成24年6月 当社監査役（現任）	—
	社外監査役候補者とした理由 石山和次郎氏は、税理士としてのご経験を有し、人格、識見が優れている事並びに当社社外監査役としての実績から社外監査役候補者といいたしました。		

- (注)
- ※は新任の監査役候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 監査役候補者大嶋良弘、石山和次郎の両氏は、社外監査役候補者であります。
 - 社外監査役候補者の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって、大嶋良弘氏は10年、石山和次郎氏は4年であります。
 - 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、全ての監査役と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。本選任議案が可決された場合は、亀岡秀典、大嶋良弘、石山和次郎の3氏との間に、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、優成監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が優成監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、職務遂行能力等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	優成監査法人		
事務所	主たる事務所：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館9階 従たる事務所：大阪市中央区本町二丁目5番7号 メットライフ本町スクエア8階 従たる事務所：福岡市中央区天神二丁目14番2号 福岡証券ビル8階 従たる事務所：新潟市中央区東大通二丁目1番18号 だいち海上ビル5階 従たる事務所：札幌市中央区北一条西四丁目2番2 札幌ノースプラザ8階 従たる事務所：仙台市青葉区中央二丁目2番地1 仙台三菱ビル4階 従たる事務所：広島市中区八丁堀14番4号 J E I 広島八丁堀ビル6階		
沿 革	平成11年4月 設立		
概 要	人 数	社員 (公認会計士)	21名
		特定社員	3名
		職員 (公認会計士)	64名
		(公認会計士試験合格者)	55名
		その他の職員	84名
		合 計	227名
	出資金		93百万円
			(平成28年5月1日現在)

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成28年3月31日をもって取締役を辞任された金綱昌二氏、及び本總會終結の時をもって任期満了によって監査役を退任される安川皓一郎氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

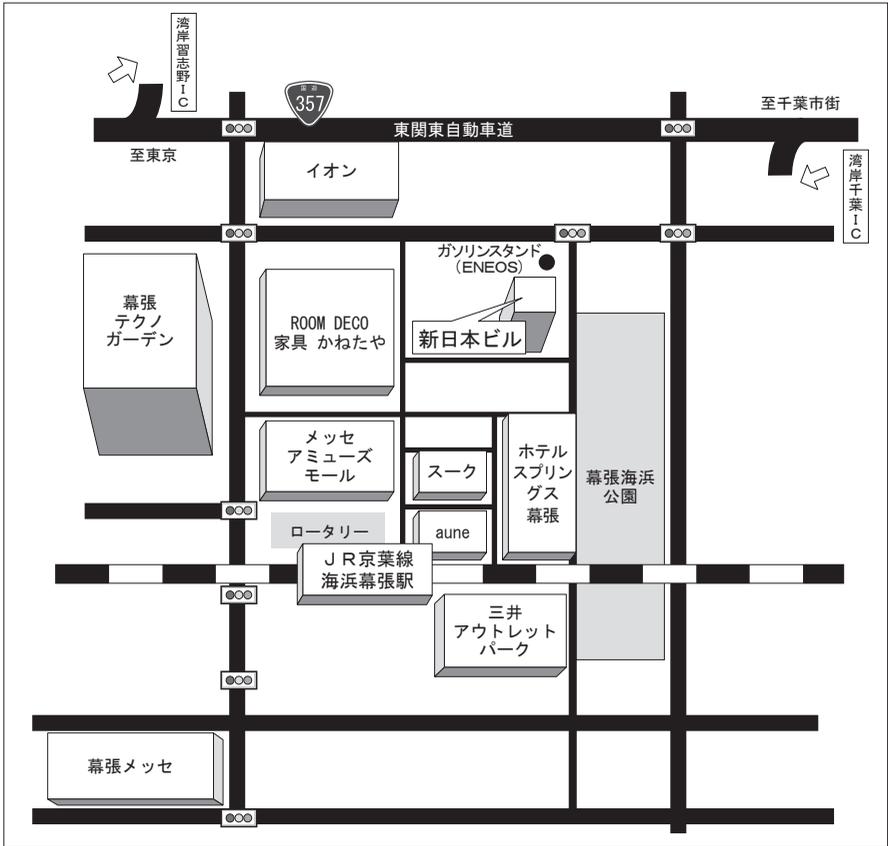
氏 名	略 歴
かね つな しょう じ 金 綱 昌 二	平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社取締役専務執行役員 平成28年3月 辞任により取締役専務執行役員退任
やす かわ こういちろう 安 川 皓一郎	平成24年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3

新日本ビル 12階会議室



■最寄駅からの交通機関

JR京葉線海浜幕張駅より徒歩約4分